

告 示

埼玉県告示第七百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アズ熊谷

埼玉県熊谷市筑波二丁目百十五番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 富田哲郎

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

（変更後） 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩

東京都千代田区岩本町三十一 外 計四十者

（変更後） 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩

東京都千代田区岩本町三十一 外 計三十六者

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年六月十三日

二 縦覧期間

平成三十年六月二十六日から平成三十年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年六月二十六日から平成三十年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課